

平成20年4月からの 後期高齢者医療制度について！

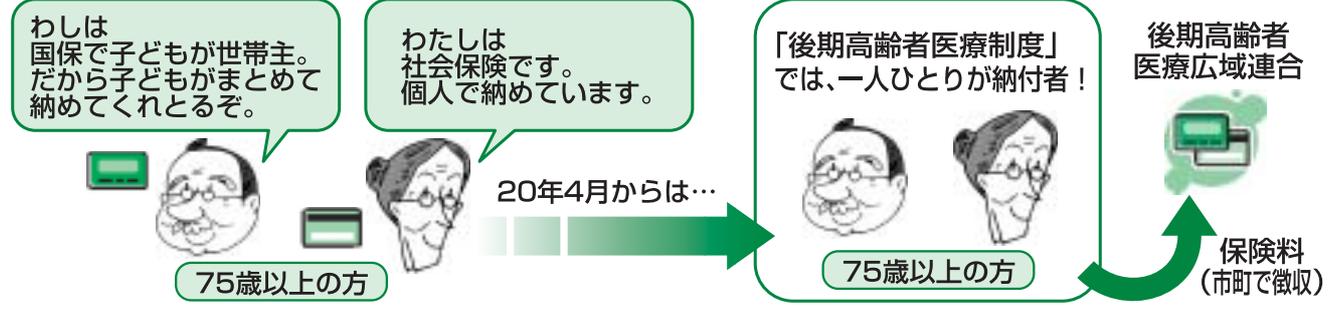
シリーズ

問い合わせ先 保険年金課 高齢者医療・年金グループ ☎40-5558

後期高齢者医療制度の保険料の納付について

後期高齢者医療制度とは
75歳以上のすべての方が加入することになる医療制度です(65歳以上で、一定の障害のある方も含みます)。医療機関での窓口負担の割合は、今までの老人保健制度と変わりません。
この制度の対象者一人ひとりが保険料を納めることとなります。
これまで、市町で運営する国民健康保険や社会保険(政府管掌や各健康保険組合) 共済組合など、それぞれ違う医療保険に加入していました。そのため、保険料は自分で払ったり、世帯主に当たる方が払ったりと分かれていたほか、納付先もそれぞれの市町や加入する保険組合というように異なっていました。
平成20年4月からは、75歳以上の方はだれもが「後期高齢者医療制度」の対象者となります。この制度では、対象者一人ひとりが保険料を納めることになり、その納付先は後期高齢者医療広域連合へと統一されることとなります。

保険料は、原則として年金から天引きされます。
この制度の運営は、都道府県ごとに設立された「後期高齢者医療広域連合」が行います。また、保険料の納付及び各種申請の受付については、お住まいの市や町が行います。



ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を支援します！

高齢者福祉ガイド
【第7回】

【ねたきり老人等 介護手当支給事業】

在宅のねたきりの高齢者及び重度の認知症高齢者の方を介護している方に対し、介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、ねたきりの高齢者等の福祉の増進を図るものです。

- 対象者 要介護状態4・5の高齢者または重度の認知症高齢者と同居し、現に日常生活の介護を主に行っている方
- 事業内容 上記の介護者に3,000円/月を支給します。支給期間は、申請日の属する月から受給資格を喪失した日の属する月までとなります。なお、要介護者が入院・入所等で1日も在宅しなかった月は除かれます。
- 支給方法 指定の口座に年2回(上半期分:10月・下半期分:4月)に分けて支給します。なお、支給の前に要介護者の状況を確認するために「現況届け」が必要となります。
- 申請場所 高齢福祉課(きらら館内)または市民課窓口(石橋・国分寺・南河内庁舎)
- 問い合わせ先 高齢福祉課 ☎52-1115
包括支援センターいしばし ☎51-0633 (石橋地区)
包括支援センターこくぶんじ ☎43-1229 (国分寺地区)
包括支援センターみなみかわち ☎47-2771 (南河内地区)

次回は【転倒骨折予防教室】をお知らせします。

問い合わせ先 高齢福祉課 高齢福祉グループ ☎52-1115